

魚津市告示第136号

魚津市重層的支援体制整備事業連携会議等設置要綱を次のように定める。

令和7年5月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市重層的支援体制整備事業連携会議等設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の円滑な実施と関係機関連携推進のため、魚津市重層的支援体制整備事業連携会議（以下「連携会議」という。）及び魚津市重層的支援体制整備事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(連携会議の所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 重層事業を一体的に実施するための方策及び部局横断的な連携体制に関する事項
- (2) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重層事業の実施に関し必要な事項

(連携会議の組織等)

第3条 連携会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織し、座長は、民生部長をもって充てる。

2 連携会議は、必要に応じて座長が招集し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する別表第1の職員がその職務を代理する。

4 座長は、必要があるときは、連携会議に支援関係機関等の出席を求めるものとする。

5 連携会議の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(連絡会議の所掌事務)

第4条 連絡会議は、第2条各号に掲げる事項の具体的な内容を検討するものとする。

(連絡会議の組織等)

第5条 連絡会議は、社会福祉課長並びに別表第2に掲げる課及び機関の担当係長の職にある者等をもって組織する。

2 連絡会議は、必要に応じて社会福祉課長が招集する。

3 社会福祉課長は、必要があるときは、連絡会議に関係課の職員の出席を求めるものとする。

4 社会福祉課長は、必要があるときは、連絡会議に支援関係機関等の出席を求めるものとする。

5 連絡会議の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名
民生部長
市民課長
社会福祉課長
こども課長
生活環境課長
健康センター所長
地域協働課長
税務課長
商工観光課長
農林水産課長
都市計画課長
上下水道課長
教育総務課長
魚津市社会福祉協議会事務局長
新川厚生センター魚津支所長
包括的相談支援機関の長

別表第2（第5条関係）

課名
市民課
社会福祉課
こども課
生活環境課
健康センター
地域協働課
税務課
商工観光課
農林水産課

都市計画課
上下水道課
教育総務課
魚津市社会福祉協議会
新川厚生センター魚津支所
包括的相談支援機関